屋内タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準

第1	タ　ン　ク　の　設　置　場　所	令12－1－1

1　タンクの設置場所

屋内タンク貯蔵所（第２項に定めるものを除く。）の位置、構造及び設備の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋内タンク（以下この条及び第２６条において「屋内貯蔵タンク」という。）は、平屋建の建築物に設けられたタンク専用室に設置すること。

（政令第１２条第１項第１号抜粋）

2　留意事項

⑴ 屋内貯蔵タンクは、平屋建ての建築物内のタンク専用室に設けなければならないこととされているが、平屋建ての建築物内に屋内貯蔵タンクだけを設置する場合には、建築物全体が専用室に該当する。（＊＊）

⑵ タンク専用室には、タンク及びタンクに接続される配管その他の附属設備は設置しても差し支えないが、その他のものは設置してはならない。（＊＊）

平屋建の建築物内に設けられたタンク室の例

第2	タ　ン　ク　室　内　の　間　隔	令12－1－2

1　タンク室内の間隔

屋内貯蔵タンクとタンク専用室の壁との間及び同一のタンク専用室内に屋内貯蔵タンクを２以上設置する場合におけるそれらのタンク相互間に、０．５m以上の間隔を保つこと。

（政令第１２条第１項第２号）

タンクと専用室の壁及びタンク相互の間隔

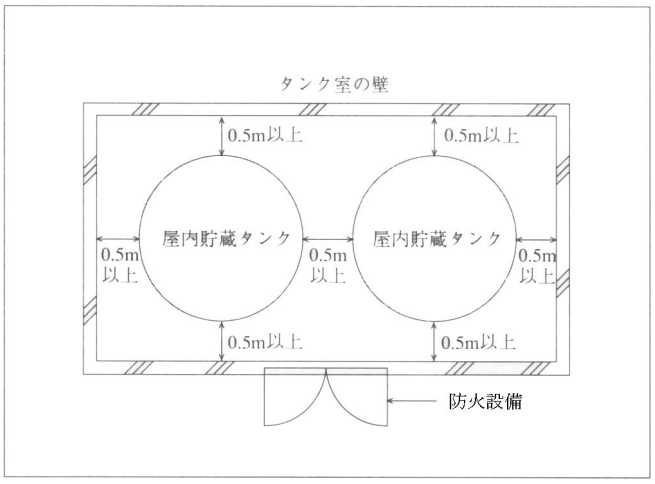

注１　タンクとタンク室の壁等との間隔は、タンクの点検等に必要な間隔であることから、柱やその他の設備を設置してはならない。

注２　タンクと専用室の屋根、はり等の間隔は、特に規定されていないが、タンク上部やタンク内部の点検等が容易に行える程度の間隔は必要である。

タンクと専用室の屋根、はり等の間隔

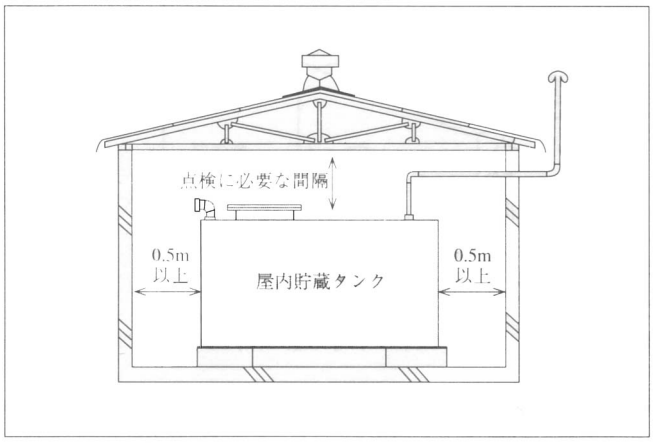

第３	標　　識　　・　　掲　　示　　板	令12－１－３

１　標識・掲示板

屋内タンク貯蔵所には、総務省令（規則第１７条、規則第１８条）で定めるところにより、見やすい箇所に屋内タンク貯蔵所である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。　（政令第１２条第１項第３号）

なお、標識及び掲示板については、別記６［標識及び掲示板］によること。

第4	タ　ン　ク　の　容　量	令12－1－4

1　タンクの容量

屋内貯蔵タンクの容量は、指定数量の４０倍（第４石油類及び動植物油類以外の第４類の危険物にあっては、当該数量が２万リットルを超えるときは、２万リットル）以下であること。同一のタンク専用室に屋内貯蔵タンクを２以上設置する場合におけるそれらのタンク容量の総計についても同様とする。　（政令第１２条第１項第４号）

例示　　タ　ン　ク　１　基　設　置　時　の　最　大　容　量

品　　名	最　大　容　量	倍　　数
特殊引火物	2,000　l	４０倍
第１石油類	（非水溶性）　8,000　l	４０倍
	（水溶性）　16,000　l	４０倍
第２石油類	20,000　l	（非水溶性）２０倍
		（水溶性）　１０倍
第３石油類	20,000　l	（非水溶性）１０倍
		（水溶性）　　５倍
第４石油類	24,000　l	４０倍

タ　ン　ク　２　基　設　置　時　の　最　大　容　量

品　名　及　び　容　量	倍　数	合計倍数
〈第１石油類（非水溶性）　5,000　l〉	２５倍	４０倍
〈第２石油類（非水溶性）　15,000　l〉	１５倍	
〈第３石油類（非水溶性）　20,000　l〉	１０倍	４０倍
〈第４石油類　180,000　l〉	３０倍	

第５	タ　ン　ク　の　構　造	令12－１－５

１　タンクの構造

屋内貯蔵タンクの構造は、政令第１１条第１項第４号に掲げる屋外貯蔵タンクの構造の例によるものであること。　（政令第１２条第１項第５号抜粋）

２　タンクの構造基準

⑴ 厚さ３．２㎜以上の鋼板で気密に造る。

⑵ 圧力タンクは、最大常用圧力の１．５倍の圧力で１０分間行う水圧試験で漏れ、変形がないこと。

⑶ 圧力タンク以外のタンクは、水張り試験で漏れ、変形がないこと。

タンクの板厚の例

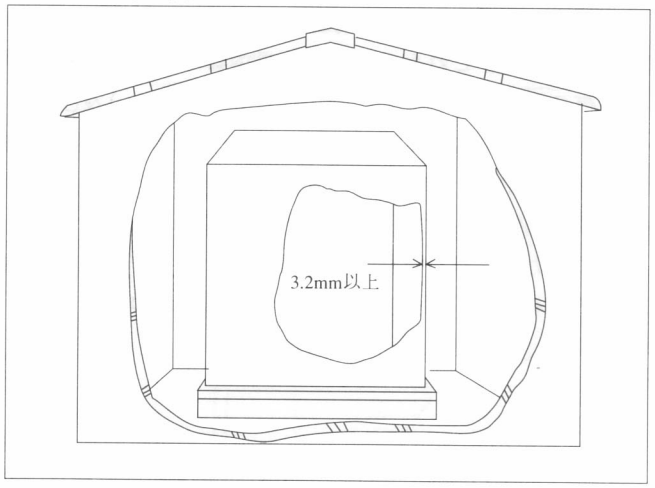

第６	外　　面　　塗　　装	令12－１－６

１　外面塗装

屋内貯蔵タンクの外面には、さびどめのための塗装をすること。

（政令第１２条第１項第６号）

なお、さびどめの塗料等については、屋外タンク貯蔵所第１０によること。

第7	通　気　管　・　安　全　装　置	令12－1－7

1　通気管・安全装置

屋内貯蔵タンクのうち、圧力タンク以外のタンクにあっては総務省令（規則第２０条）で定めるところにより通気管を、圧力タンクにあっては総務省令（規則第１９条）で定める安全装置をそれぞれ設けること。　（政令第１２条第１項第７号）

2　通気管の基準

第４類の危険物の屋内貯蔵タンクのうち、圧力タンク以外に設ける通気管は、無弁通気管とし、その位置及び構造は、次によること。　（規則第２０条第２項抜粋）

⑴ 先端は、水平より下に４５度以上曲げ、雨水の進入を防ぐ構造とするとともに、屋外にあって地上４m以上の高さとし、かつ、建築物の窓、出入口等の開口部から１m以上離すものとするほか、引火点が４０℃未満の危険物のタンクに設ける通気管にあっては敷地境界線から1.5m以上離すこと。

ただし、高引火点危険物のみを１００℃未満の温度で貯蔵し、又は取り扱うタンクに設ける通気管にあっては、先端をタンク専用室内とすることができる。

⑵ 通気管は、滞油するおそれがある屈曲をさせないこと。

⑶ 直径は、３０㎜以上であること。

⑷ 細目の銅網（４０メッシュ以上）等による引火防止装置を設けること。

ただし、高引火点危険物のみを１００℃未満の温度で貯蔵し、又は取り扱うタンクに設ける通気管にあっては、この限りでない。

⑸ アルコール貯蔵タンクの通気管にあっては、規則第２０条第２項第１号及び第２号に適合した同条第１項第２号の大気弁付通気管を設置することは差し支えない。

（昭和３７年１０月１９日自消丙予発第１０８号質疑）

通気管の位置の例

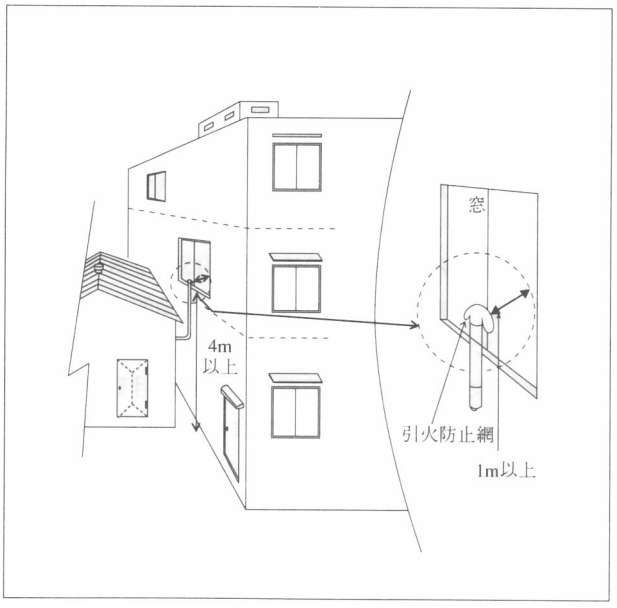

通気管の位置の例

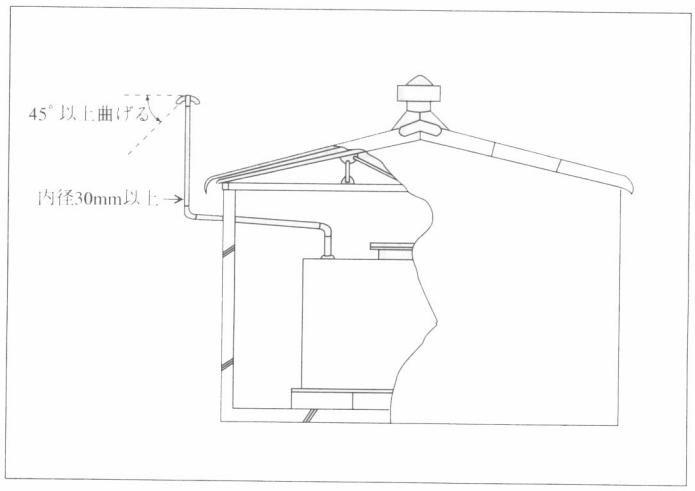

注　通気管を横引きする場合は、１／１００以上の上り勾配とすること。

滞油するような屈曲の例

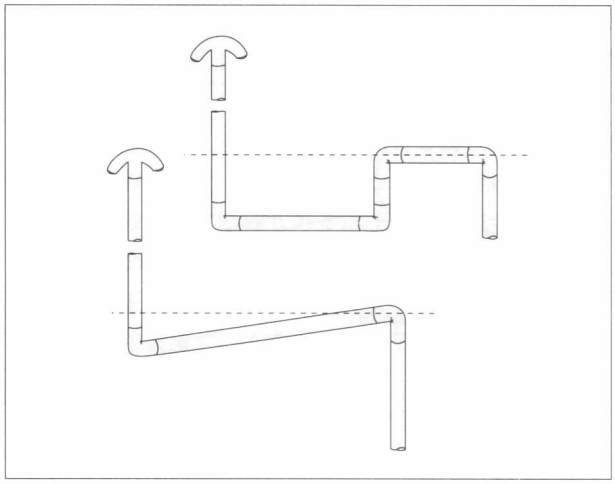

注　通気管を屋外に出し、その位置を高くするため、屈曲を生ずるおそれがあるため、通気管内で蒸気が凝縮して滞油するような屈曲は設けてはならないこととされている。

３　安全装置の基準

圧力タンクにあっては、安全装置を設けること。

安全装置については、製造所第１５によること。

第８	自　　動　　表　　示　　装　　置	令12－１－８

１　自動表示装置

液体の危険物の屋内貯蔵タンクには、危険物の量を自動的に表示する装置を設けること。

（政令第１２条第１項第８号）

なお、自動表示装置については、屋外タンク貯蔵所第１３によること。

フロート式液面計の例

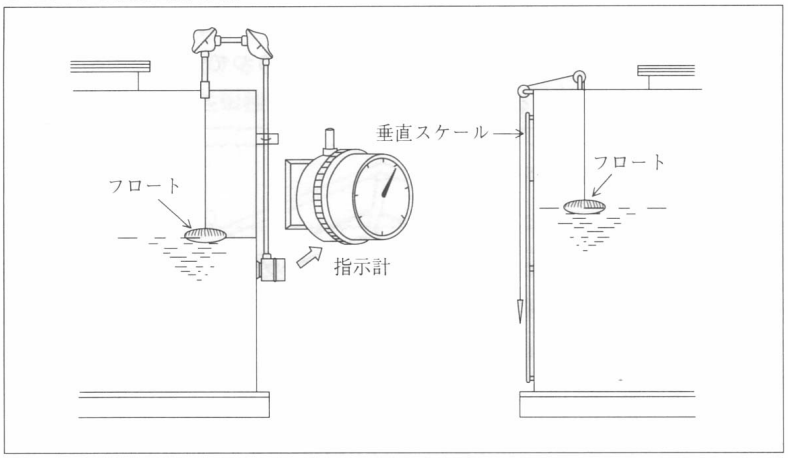

第９	注　　入　　口	令12－１－９

１　注入口

液体の危険物の屋内貯蔵タンクの注入口は、政令第１１条第１項第１０号に掲げる屋外貯蔵タンクの注入口の例によるものであること。　　（政令第１２条第１項第９号抜粋）

注入口については、屋外タンク貯蔵所第１４によること。

第10	ポ　　ン　　プ　　設　　備	令12-1-9の2

1　ポンプ設備

屋内貯蔵タンクのポンプ設備は、タンク専用室の存する建築物以外の場所に設けるポンプ設備にあっては政令第１１条第１項第１０号の２（イ及びロを除く。）に掲げる屋外貯蔵タンクのポンプ設備の例により、タンク専用室の存する建築物に設けるポンプ設備にあっては総務省令（規則第２２条の５）で定めるところにより設けるものであること。

（政令第１２条第１項第９号の２抜粋）

2　ポンプ設備の基準

⑴ タンク専用室以外の場所に設ける場合

政令第１１条第１項第１０号の２ハからヌまで及びヲの規定によること。

詳細については、屋外タンク貯蔵所第１５．１．⑶ から⑽及び⑿参照のこと。

（規則第２２条の５第１号）

⑵ タンク専用室に設ける場合

ポンプ設備を堅固な基礎の上に固定するとともに、その周囲にタンク専用室の出入口のしきいの高さ以上の高さの不燃材料で造った囲いを設けるか、又はポンプ設備の基礎の高さをタンク専用室の出入口のしきいの高さ以上とすること。

（規則第２２条の５第２号）

3　留意事項

ポンプ設備の周囲には点検・修理のための適当な空間を保有すること。

ポンプを単独で設ける例

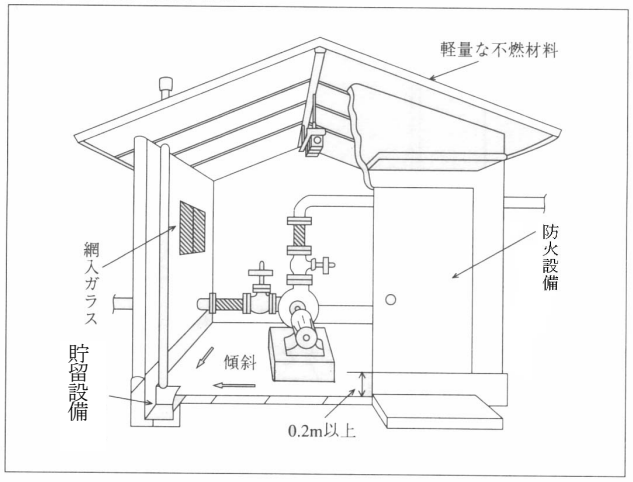

ポンプをタンク専用室内に設ける例

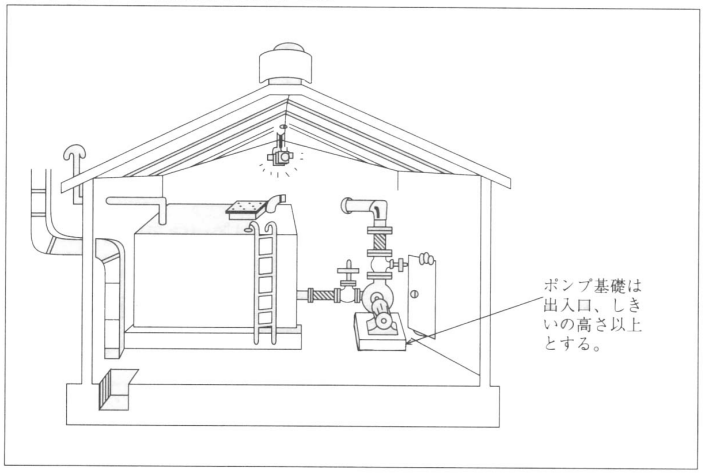

第 11	弁	令 12-1-10

1　弁

屋内貯蔵タンクの弁は、政令第１１条第１項第１１号に掲げる屋外貯蔵タンクの弁の例によるものであること。　（政令第１２条第１項第１０号抜粋）

弁については、屋外タンク貯蔵所第１６によること。

タンクの弁の例

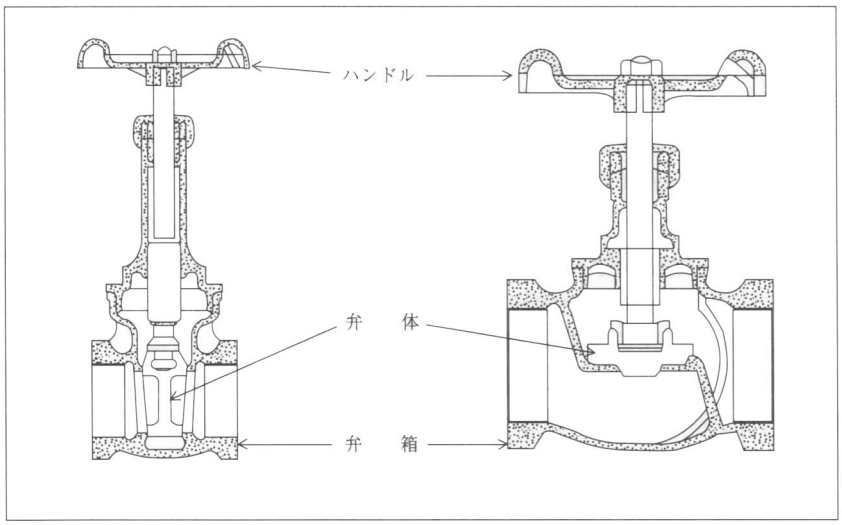

第12	タ　ン　ク　の　水　抜　管	令12-1-10の2

１　タンクの水抜管

屋内貯蔵タンクの水抜管は、政令第１１条第１項第１１号の２に掲げる屋外貯蔵タンクの水抜管の例によるものであること。　　（政令第１２条第１項第１０号の２抜粋）

水抜管については、屋外タンク貯蔵所第１７によること。

注　地震動等により損傷を受けるおそれがない場合は、タンク底に設けることができる。

タンク側板に設けた例

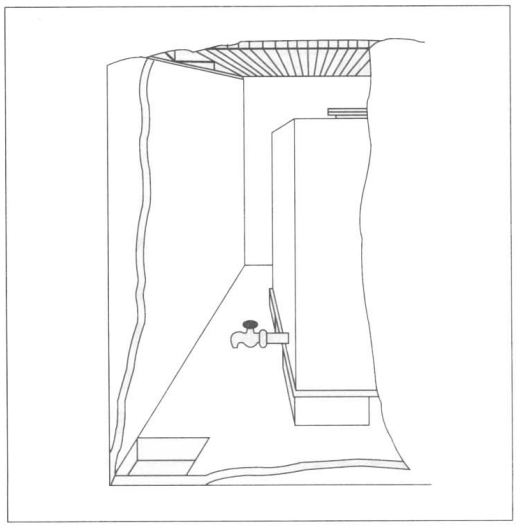

タンク底板に設けた例

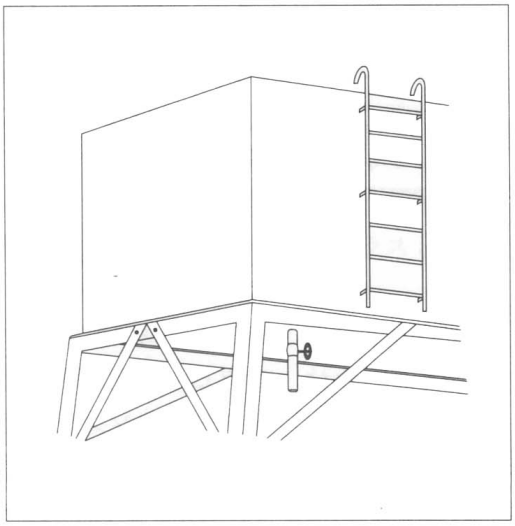

第13	配　　管	令12-1-11 令12-1-11の2

１　配管

⑴ 屋内貯蔵タンクの配管の位置、構造及び設備は、次号に定めるもののほか、政令第９条第１項第２１号に掲げる製造所の危険物を取り扱う配管の例によるものであること。

（政令第１２条第１項第１１号）

⑵ 液体の危険物を移送するための屋内貯蔵タンクの配管は、政令第１１条第１項第１２号の２に掲げる屋外貯蔵タンクの配管の例によるものであること。

（政令第１２条第１項第１１号の２）

なお、配管については、製造所第２０．１．２、タンクとの結合部分の損傷防止措置については、屋外タンク貯蔵所第１９．２、その他については別記１０［配管の材料・塗覆装及び運用］によること。

第14	タ ン ク 専 用 室 の 構 造 等	令12-1-12 1-13 1-14 1-15 1-16 1-17 1-18

１　タンク専用室の構造等

⑴ タンク専用室は、壁、柱及び床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁を出入口以外の開口部を有しない壁とすること。ただし、引火点が７０℃以上の第４類の危険物のみの屋内貯蔵タンクを設置するタンク専用室にあっては、延焼のおそれのない外壁、柱及び床を不燃材料で造ることができる。

（政令第１２条第１項第１２号）

⑵ タンク専用室は、屋根を不燃材料で造り、かつ、天井を設けないこと。

（政令第１２条第１項第１３号）

⑶ タンク専用室の窓及び出入口には、防火設備を設けるとともに、延焼のおそれのある外壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。

（政令第１２条第１項第１４号）

⑷ タンク専用室の窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

（政令第１２条第１項第１５号）

⑸ 液状の危険物の屋内貯蔵タンクを設置するタンク専用室の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備を設けること。

（政令第１２条第１項第１６号）

⑹ しきいは、万一危険物が漏えいした場合において、タンク専用室外へ流出させないことを目的とし、高さは、床面から０．２ｍ以上とすること。

（政令第１２条第１項第１７号抜粋）

⑺ タンク専用室の採光、照明、換気及び排出の設備は、政令第１０条第１項第１２号に掲げる屋内貯蔵所の採光、照明、換気及び排出の設備の例によるものであること。

（政令第１２条第１項第１８号）

２　留意事項

⑴ 「耐火構造・不燃材料」とは、別記４［不燃材料及び耐火構造］によること。

⑵ 「延焼のおそれのある外壁」とは、別記７［延焼のおそれのある部分等］によること。

⑶ 延焼のおそれのある外壁には、出入口以外の窓等の開口部を設けることはできない。ただし、防火上有効なダンパー等を設けた場合は、換気及び排出設備による開口部を設けることができる。（＊＊）

⑷ タンク専用室の屋根の材質については、放爆構造を前提とした屋内貯蔵所の屋根と異なり不燃材料であればよく、軽量な不燃材料とすることを要求していない。また、天井を設けることにより天井裏への危険物蒸気の滞留等が考えられ危険性があるので、天井を設けないこととされている。（＊＊）

⑸ 特定防火設備又は防火設備については、製造所第７．１参照のこと。

⑹ 網入りガラスは、製造所第８．２参照のこと。
⑺ 床の構造の詳細については、製造所第９．２参照のこと。
⑻ しきいの高さは床面から０．２ｍ以上とするが、貯蔵する危険物の全量を収容することができるように配慮すること。（＊＊）
⑼ しきいにかえてせきを設けること等により流出防止措置を講ずることもできる。この場合、せきは鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリートブロック造とするほか、当該せきと屋内貯蔵タンクとの間に０．５ｍ以上の間隔を保つこと。（＊＊）
⑽ 換気設備等の詳細については、別記８［可燃性蒸気又は微粉の換気、排出設備の区分表］によること。

外壁を耐火構造及び不燃材料とする例

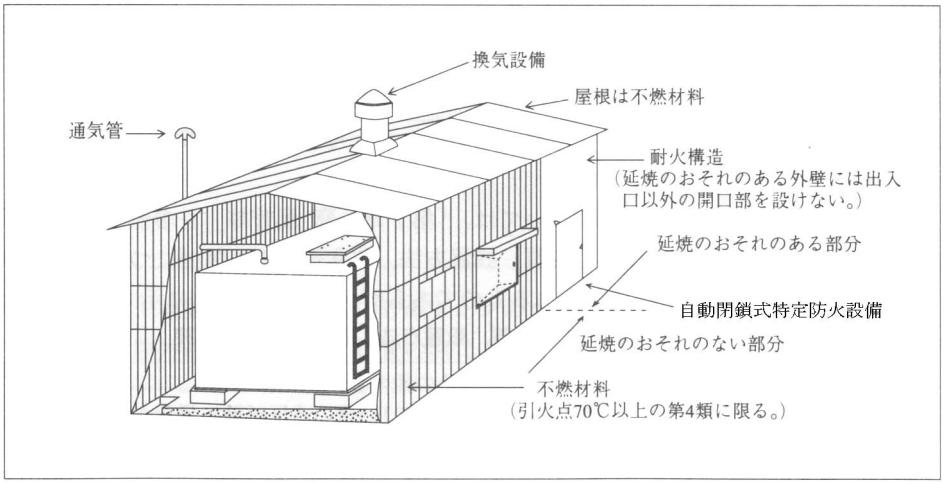

しきいを設ける例

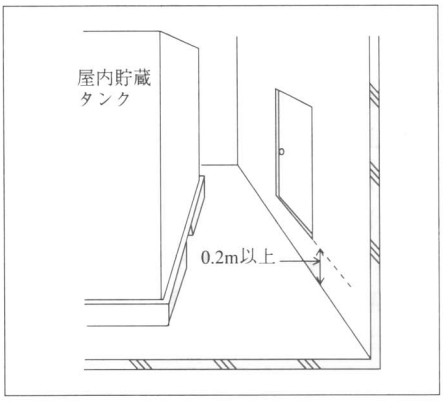

せきを設ける例

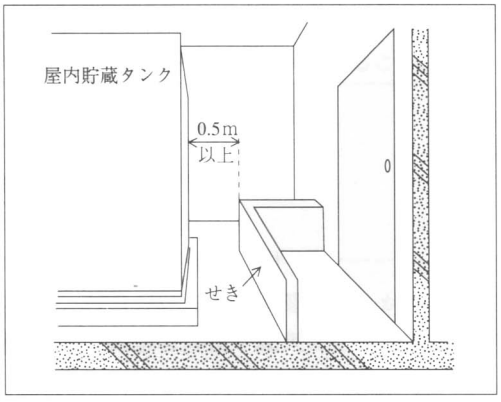

第15	電　　気　　設　　備	令12-1-19

1　電気設備

電気設備は、政令第９条第１項第１７号に掲げる製造所の電気設備の例によるものであること。　（政令第１２条第１項第１９号）

電気設備については、別記９［電気設備］によること。

第16	平屋建以外の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所	令１２－２

１　平屋建以外の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所

屋内タンク貯蔵所のうち引火点が４０℃以上の第４類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うもの（タンク専用室を平屋建以外の建築物に設けるものに限る。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令第１２条第１項第２号から第９号まで、第９号の２（タンク専用室の存する建築物以外の場所に設けるポンプ設備に関する基準に係る部分に限る。）、第１０号から第１１号の２まで、第１６号、第１８号及び第１９号の規定の例によるほか、次のとおりとする。　（政令第１２条第２項）

１２条第１項を準用する規定

第２号	タンク室内の間隔
第３号	標識及び掲示板
第４号	タンクの容量制限
第５号	タンクの構造
第６号	タンクのさびどめ塗装
第７号	通気管等
第８号	自動表示装置
第９号	注入口
第９号の２	タンク専用室の存する建築物 以外の場所に設けるポンプ設備
第１０号	タンクの弁
第１０号の２	タンクの水抜管
第１１号	配管
第１１号の２	配管とタンクの接合部の損傷防止
第１６号	タンク専用室の床の構造等
第１８号	タンク専用室の換気設備等
第１９号	電気設備

平家建以外の屋内タンク貯蔵所

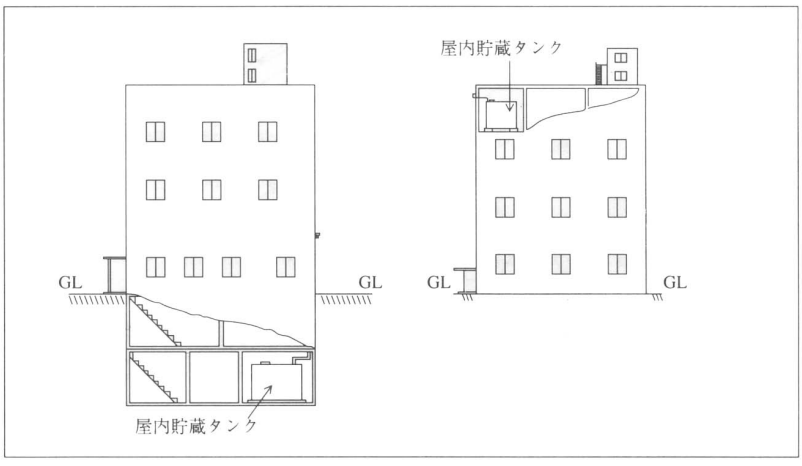

第17	タ　ン　ク　の　設　置　場　所	令12-2-1

１　タンクの設置場所

屋内貯蔵タンクは、タンク専用室に設置すること。　　（政令第１２条第２項第１号）

２　留意事項

平屋建以外の建築物に屋内貯蔵タンクを設ける場合であっても、タンク専用室に設置しなければならない。また、タンク専用室には、タンク及びタンクに接続される配管その他の附属設備は設置してもさしつかえないが、その他のものは設置してはならない。

（＊＊）

階層設置の屋内タンク貯蔵所の例

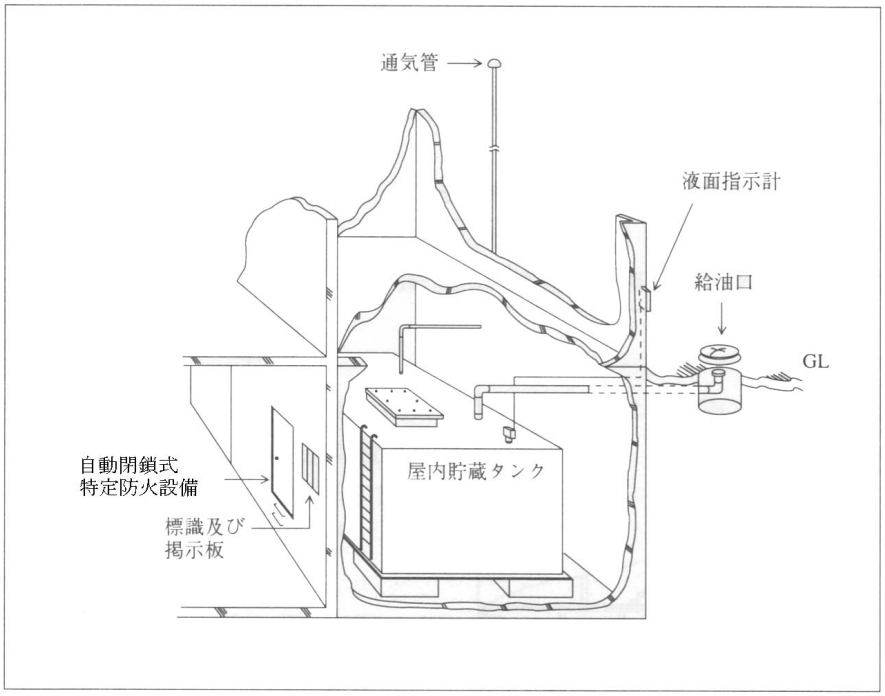

第18	注　入　口　付　近　の　表　示　装　置	令12-2-2

1　注入口付近の表示装置

屋内貯蔵タンクの注入口付近には、当該屋内貯蔵タンクの危険物の量を表示する装置を設けること。ただし、当該危険物の量を容易に覚知することができる場合、この限りではない。　（政令第１２条第２項第２号）

2　留意事項

⑴ 平屋建以外の建築物に設けられる屋内貯蔵タンクは、注入口が当該タンクの設置場所から遠い位置に設置されることが予想されるので、危険物のタンクへの過剰注入による漏えい、飛散等を防止するために注入口の付近に危険物の量を表示する装置を設けることとしている　（＊＊）

⑵ 「危険物の量を表示する装置」には、自動的に危険物の量が表示される計量装置、注入される危険物の量が一定量に達した場合に警報を発する装置、注入される危険物の量を連絡することができる伝声装置等が該当する。

危険物の量が表示される装置

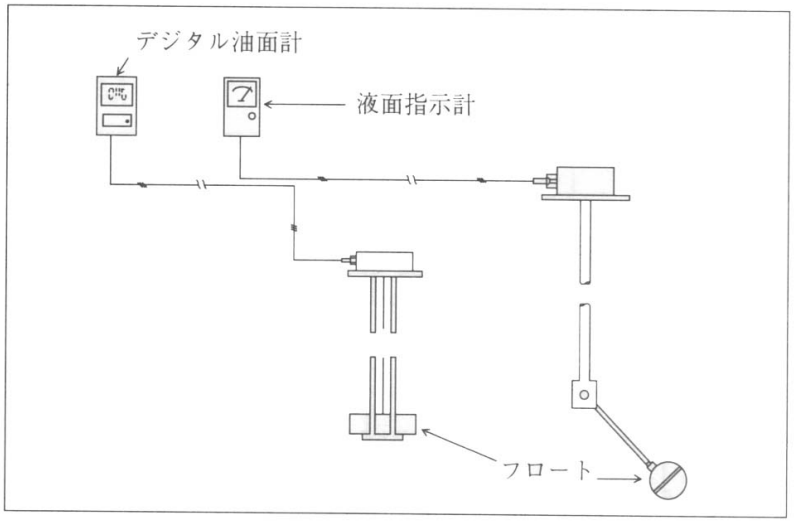

第19	ポ　　ン　　プ　　設　　備	令12-2-202

１　ポンプ設備

タンク専用室の存する建築物に設ける屋内貯蔵タンクのポンプ設備は、総務省令（規則第２２条の６）で定めるところにより設けるものであること。

（政令第１２条第２項第２号の２）

２　ポンプ設備の基準

⑴ ポンプ設備をタンク専用室の存する建築物に設ける場合であって、タンク専用室以外の場所に設ける場合は、次によること。　（規則第２２条の６第１号）

① ポンプ室は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。

（規則第２２条の６第１号イ）

② ポンプ室は、上階がある場合にあっては上階の床を耐火構造とし、上階のない場合にあっては屋根を不燃材料で造り、かつ、天井を設けないこと。

（規則第２２条の６第１号ロ）

③ ポンプ室には、窓を設けないこと。　（規則第２２条の６第１号ハ）

④ ポンプ室の出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。　（規則第２２条の６第１号ニ）

⑤ ポンプ室の換気及び排出の設備には、防火上有効にダンパー等を設けること。

（規則第２２条の６第１号ホ）

⑥ 政令第１１条第１項第１０号の２ハ、チからヌまで及びヲの規定の例によること。

詳細については、屋外タンク貯蔵所第１５．１．(3) から(10)及び(12)参照のこと。

（規則第２２条の６第１号ホ抜粋）

⑵ タンク専用室に設ける場合は、次によること。

タンク専用室に設ける場合は、ポンプ設備を堅固な基礎の上に固定するとともに、その周囲に高さ０．２m以上の不燃材料で造った囲いを設ける等漏れた危険物が流出し、又は流入しないように必要な措置を講ずること。　（規則第２２条の６第２号）

ポンプをタンク専用室以外に設ける例

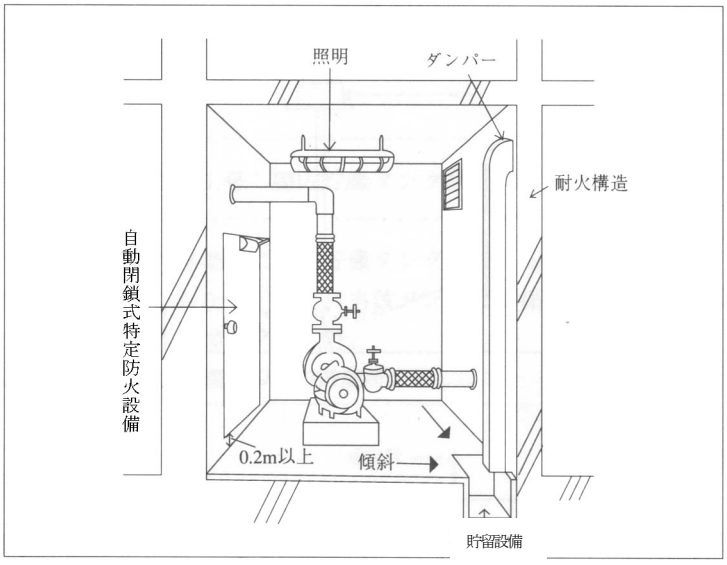

第20	タ　ン　ク　専　用　室　の　構　造	令12-2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 2-8

１　タンク専用室の構造

(1) タンク専用室は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。
（政令第１２条第２項第３号）

(2) タンク専用室は、上階がある場合にあっては上階の床を耐火構造とし、上階のない場合にあっては屋根を不燃材料で造り、かつ、天井を設けないこと。
（政令第１２条第２項第４号）

(3) タンク専用室には、窓を設けないこと。（政令第１２条第２項第５号）

(4) タンク専用室の出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。（政令第１２条第２項第６号）

(5) タンク専用室の換気及び排出の設備には、防火上有効にダンパー等を設けること。
（政令第１２条第２項第７号）

(6) タンク専用室は、屋内貯蔵タンクから漏れた危険物がタンク専用室以外の部分に流出しないような構造とすること。（政令第１２条第２項第８号）

２　留意事項

(1) タンク専用室が平屋建以外の建築物に設置されるものであることから、火災が発生した場合においても他の部分へ延焼することがないように、壁、柱、床、はり及び上階の床を耐火構造とすることによって、タンク専用室を防火的に独立させている。（＊＊）

上階の床等の構造

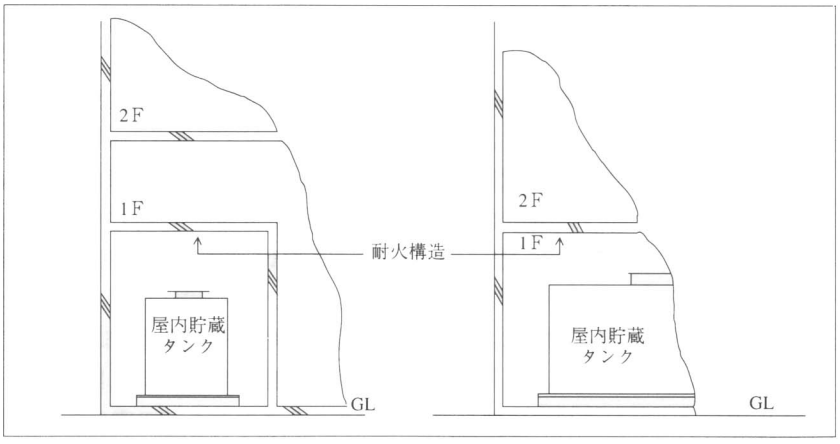

(2) タンク専用室の構造を制限した目的により、タンク専用室には窓を設けてはならないとされている。また、タンク専用室の出入口についても、常時閉鎖状態が確保される自動閉鎖の特定防火設備を設けることとされている。　（＊＊）

タンク専用室の出入口等

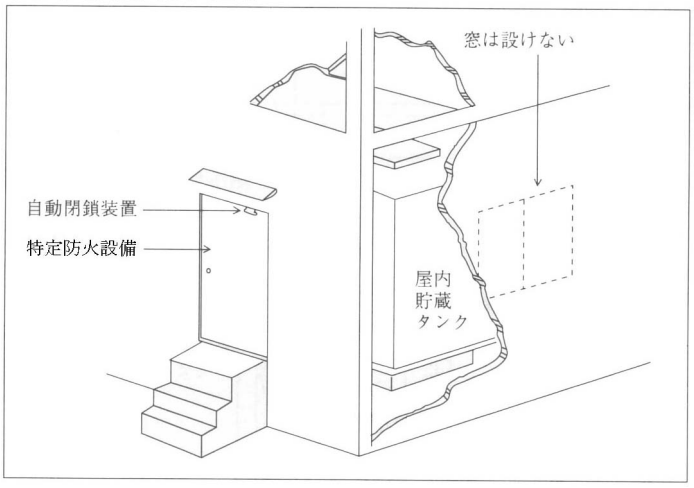

(3) 平屋建以外の建築物に設けるタンク専用室の換気設備は、タンク専用室又はタンク専用室以外の部分において火災が発生した場合に壁等を貫通する当該換気設備のダクト等を通じ、相互の延焼を防止するため、ダンパー等を防火上有効に設けることとされている。
（＊＊）

なお、換気設備については、別記８［可燃性蒸気又は微粉の換気、排出設備の区分表］によること。

屋内貯蔵タンク室の換気設備の例

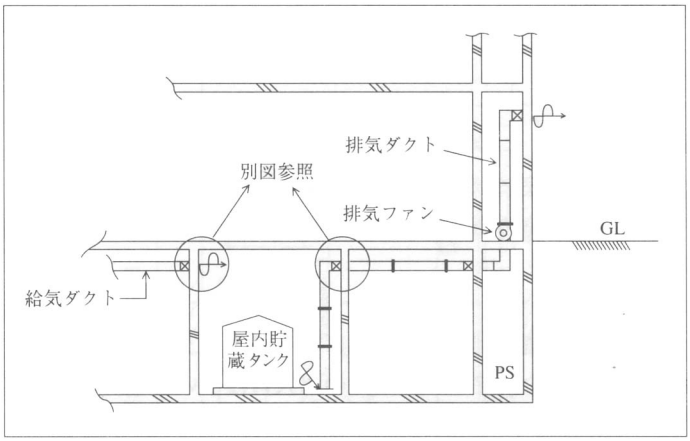

排気ダクトの防火ダンパーの例

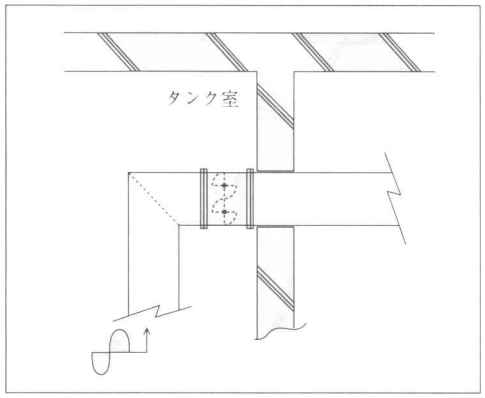

給気ダクトの防火ダンパーの例

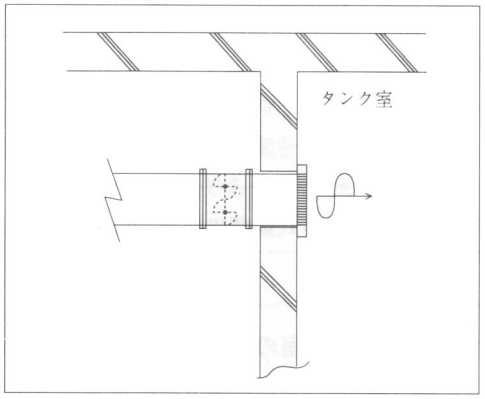

(4) タンク専用室以外の部分に流出しない構造には、出入口のしきいの高さを高くするもの又はタンク専用室内にせきを設ける等の方法があり、これらについてはタンク専用室内に収納されている危険物の全量を収納することができるものとする必要がある。

しきいを高くする例

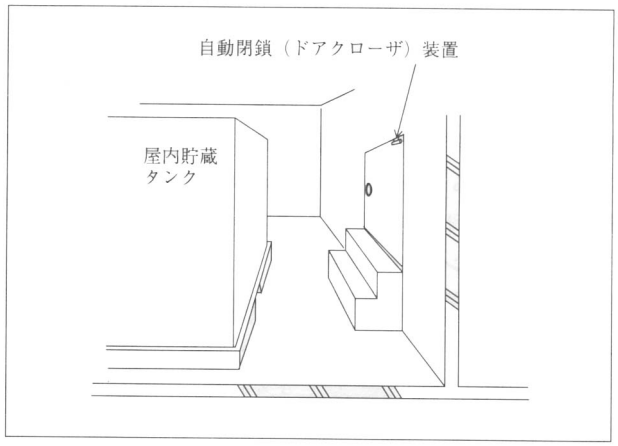

せきを設ける例

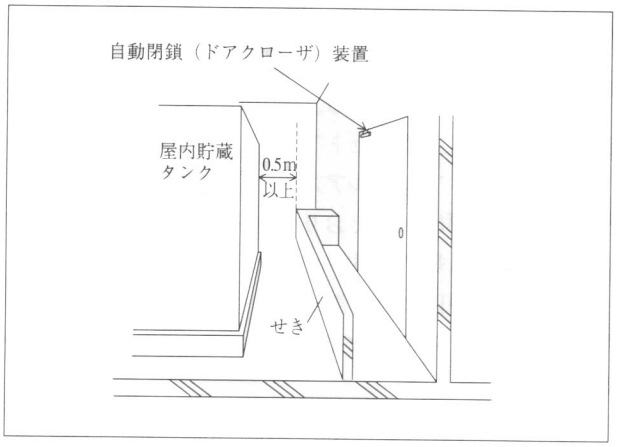

第21	特　例　の　屋　内　タ　ン　ク　貯　蔵　所	令１２－３

１　特例の屋内タンク貯蔵所

アルキルアルミニウム、アルキルリチウム、アセトアルデヒド、酸化プロピレンその他総務省令（規則第第２２条の７）で定める危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋内タンク貯蔵所については、当該危険物の性質に応じ、総務省令（規則第２２条の８・規則第２２条の９・規則２２条の１０）で、第１項に掲げる基準を超える特例を定めることができる。

（政令第１２条第３項）

２　特例を定めることができる危険物

政令第１２条第３項の総務省令で定める危険物は、規則第１３条の７に規定する危険物とする。（規則第２２条の７）

⑴ アルキルアルミニウム等とは、次による。

第３類の危険物のうち、アルキルアルミニウム若しくはアルキルリチウム又はこれらのいずれかを含有するものをいう。（規則第６条２の８抜粋）

⑵ アセトアルデヒド等とは、次による。

第４類の危険物のうち特殊引火物のアセトアルデヒド若しくは酸化プロピレン又はこれらのいずれかを含有するものをいう。（規則第１３条の７抜粋）

⑶ ヒドロキシルアミン等とは、次による。

第５類の危険物のうちヒドロキシルアミン若しくはヒドロキシルアミン塩類又はこれらのいずれかを含有するものをいう。（規則第１３条の７抜粋）

３　基準を超える特例

⑴ アルキルアルミニウム等の屋内タンク貯蔵所

アルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う屋内タンク貯蔵所に係る政令第１２条第３項の規定による同条第１項に掲げる基準の特例は、規則第２２条の２の３に掲げるアルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所の規定の例によるものとする。（規則第２２条の８）

⑵ アセトアルデヒド等の屋内タンク貯蔵所

アセトアルデヒド等を貯蔵し、又は取り扱う屋内タンク貯蔵所に係る政令第１２条第３項の規程による同条第１項に掲げる基準の特例は、規則第２２条の２の４に掲げるアセトアルデヒド等を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所の規定の例によるものとする。（規則第２２条の９）

⑶ ヒドロキシルアミン等

ヒドロキシルアミン等を貯蔵し、又は取り扱う屋内タンク貯蔵所に係る政令第１２条第３項の規定による同条第１項に掲げる基準の特例は、規則第２２条の２の５に掲げるヒドロキシルアミン等を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所の規定の例によるものとする。（規則第２２条の１０）